備等に関する政令(平成十九年政令第三百六十九号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	総合法律支援法施行令(平成十八年政令第二十四号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	虫立宁汝去人国祭交流基金去龟宁令(平戊十五汝令第四百十一号)(少)・・・・・・・・・・・・・・・・・・独立行政法人福祉医療機構法施行令(平成十五年政令第三百九十三号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・	日本私立学校振興・共済事業団法施行令(平成九年政令第三百五十四号)(抄)・・・・・・・・・・・・・	独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令(平成十二年政令第三百十六号)(抄)・	独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令を一部を改正する政令新旧対照条文目次
・整 15	• 111	••••••••••••••••••••••••••••••••••••••	• 6	• 1	次
тЭ	111	υ /	υ	I	

(新設)	の計画を定めた場合において、現物による国庫納付をの中期計画において通則法第三十条第二項第四号の二第二条の三 独立行政法人は、通則法第四十四条第三項(中期計画に定めた不要財産の国庫納付)
	` 認 独
	六、その也必要は事項 五、現物による国庫納付の予定時期 11の区分その他その内容 11の区分その他その内容
	オ産の双骨に派ら出資スはを出っ頂、請の日におけるその額) 簿価額(現金及び預金にあっては、取
	及び申請の日における田の不要財産の内容
	らない。 事項を記載した申請書を主務 規定により認可を受けようと
	「夏はての見てたいの」を使けたらたでの納付」という。)について、通則法第四十六以下この項及び次条第一項において「現物にの規定による政府出資等に係る不要財産の国
(新設)	法第四十六条の
改正前	改 正 後
項に関する政令(平成十二年政令第三百十六号)(抄)	独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令(

																				第					3		2	l	
+	$\left + \right $	九	八		七		六	五		四	\equiv	\equiv		し		_	以	Ų	_	<u> </u>				務		`_``		ŧ	
—				計		そ			要			ı —	حدا	な	次	同	下		項	条	不	1	寸	大	独	財	主	務	
_	譲	譲	譲	の 「	当	О О	譲	譲	財	当	納	<u>个</u>	譲		に	頂	- جد	こ	の	С	要日			臣	立		務	大	
そ	渡	渡	渡	X	該	口	渡	渡	産	該	付	要は	渡	れ	揭	本	譲	れ	規	兀	財	•	5	О Б	行	눛	大	臣	
D Ль	ų	Ф Р	の	分	不至	計	に	に	() ()	不	の	財	ЧX		げ	文	渡		定	хт	産		E	指定	政	臣!	臣は	に	
他		予定	方法	その	要は	額		よっ	帳		方	産		な	るま	の +=	収入	よ	に	独立	の	(の	正十	法	に	ц	通	
必要	に	正世	法		財		す		簿		法	と	に	5	事	規	<i>~</i> ``	-	よい	$\frac{1}{1}$	譲	-	-	9	스	その	<u></u>	知	
要な	よる	時期		他そ	産の		る曲	て	価額	産の	を 譲	認め	よる	ない	頂	定に	に	生	IJ	行	渡		とする。	する期	ц	の旨を通	前 項	した	
な 事	る国	ـ		ての	の取		費用	得ら	즩	の 取	^戒	の ら	国の	۱Ï	を記	トピ	よる	じた	政	政法	収		ຈ	别口	第	日た	項の	なけ	
爭項	庫			の内	取得		用 の	っれ		取得		っれ	画庫		載	より	の国	ルマリン	以府	ᄶ	へに		I	日ま	兎	る	の通	れ	
坱	御			容容	日に		の費	ってる		可の	入		煂 納		戦し	ワ認	画庫	ᇱ	出	へは	によ			よで	項	<u></u> 知	坦知	ば	
	何				係		見日	収			に	運	何		た	心可	煂 納	かか	山資	۱ ۵	63				垣の	ፚ	知を受	るか	
	D				ぶろ		Ľ	入		日及び申	しよ	由	に			「な	何	5	兵 等	通	国			Ľ	の 通	する	山根	なら	
	予				る出資又		費	の		71	いる		係		申請書	を受	L.1	国	こ	迥則	庫			当		ŧ	<i>d</i>	な	
	予定時				咨		日	見		曲	国		S S		書	f	と	庫	[係		納			当該不要	知を行	б О	た	11	
	時				$\widehat{\mathbf{X}}$		目ご	込		- 請	庫		不		「を	Ľ	こ		る	第	付			줎	行	È	と	0	
	期						E	額		_ກ	納		· 要		を主	よう	う。		不	四				- 要	っ	とする。	き		
					支		Ø			Ξ	付		財		務	ع	-0	を	· 要	+				財	た	る	は		
					は支出		見			に	と		産		大	す)	行	財	눘				産	たと	٥	``		
					の		込			にお	す		Ø		臣	とする	に	付を行うこ	産	条				財産を国庫	き		遅		
					の額、		額			け	る		内		に	と	つ		を	の				玉	は		滞		
					`		及			ける	理		容		提	き	L١	と	譲					庫		ĺ	な		
					会		び			不	由				出	は	τ		渡	第				に	ŧ		<		

(新設)

、財務大臣にその旨を通知するものとする。
主务大至は、前頁の通知を受けたときは、屋帯なるで言うためには、「「」な言うためになっていた。
「須を主務大臣こ通知しなすればならない。」付を行おうとするときは、前条第一項各号に掲げる事
計画を定めた場合において、譲渡収入による国庫
の中期計画において通則法第三十条第二項第四号の一
第二条の五 独立行政法人は、通則法第四十四条第三項
付) (中期計画に定めた不要財産の譲渡収入による国庫納
金額を国庫に納付するものとする。
臣の指定する期日までに、同項
、前項の通知を受けたときは
に通知するものとする。
大臣が定める基準に従い算定した金額を独立行政法-
、通則法第四十六条の二第二項本文の規定により主務
4 主務大臣は、第二項の報告書の提出を受けたときは
書類を添付するものとする。
3 前項の報告書には、同項各号に掲げる事項を証する
四 譲渡した時期
の 合 計 額
三 譲渡に要した費用の費目、費目ごとの金額及びそ
°)
項及び第二項第二号において「譲渡収入額」という
二 譲渡によって得られた収入の額(第二条の六第
一当該不要財産の内容
主務大臣に提出するものとする。
、次に掲げる事項を記
の規定による認可を受けて不要財産の譲渡を行ったと
2 独立行政法人は、通則法第四十六条の二第二項本文

(新設)

	3		2		第 3
	しまし	三二一を	書へいそう	*期おと金の	額 帳 二 へ が
玉	た で 書 独	!び 主	の前ての通知	日いす匑二	- 簿 条 簿 あ 前
庫	額にの立	る簿帳譲務	提条認全則立	まてるを第	と個の個 つ条
に	を、認行		出第1可割法1行	で 準 と 国 三	い額六超 た第
納	国簿可政		と = を ▽ 第 政	に用き庫項	い額六超 た第 うを 過 場二
付	庫価を法に超受人	由過額入に	併項受は四法	`すをにた	趙 爼 観
す	に超受人		비디けᅴ뉘시	簿る除納だ、	~ え」」の に か
る	納過けは	は の譲よ出	ておよ部六は 、いうの条、	価場き付し	がる行国 つら あ額政庫 い第
不	11 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (う渡るし	、いうの条、	、 薄価超過額を こ た だ 、 薄価超過額を の 見 に 納 付 し な い こ と に 、 第 二 条 の し ま 、 第 二 条 の し ま 、 第 二 条 の の ま 、 第 二 条 の の ま 、 第 二 条 の の ま 、 第 二 条 の の ま 、 第 二 条 の の ま 、 第 二 条 の の ま 、 第 二 条 の の ま 、 第 二 条 の の ま 、 第 二 条 の の ま の 、 の ち 、 の ち 、 の ち 、 の ち 、 第 二 条 の の し な い こ と に 、 の ち こ 。 の の し て し た の に こ と し た の に こ と し た の に こ と に ら の し こ と に ら の し こ と に う の し こ と に ら の し こ と に う の し こ と に う の し こ と に う の し こ と に う の こ と に う の し こ と に う の し こ と し こ ら の し こ と し こ ら の し こ と し こ ら の し こ と し こ ら の し こ ら の し こ ら の し こ ら の ち つ し こ ら の ち つ し つ し つ ち つ し つ ち つ し つ し つ し つ し つ う つ し つ し こ う つ し つ し こ う つ し つ し こ う つ し こ つ し つ つ つ し つ つ つ し つ つ つ つ こ つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ	あ額政庫 い第
要	すかと 通 るらき 則 も 当 は 法 の 該 、 第		次てと金の簿に準す額二価	過を第なの	つつ法へ て五
財	るらき則	」 八 俥 [[]	に準す額二価 掲用るを第超 げすと国三過 事場はにたが	額含二い規	た以人の 準項 場下は納 用ま
産等	も当は法	納額納れ	掲用るを第超	をむ条こ定	場下は納用ま
			げすと国三過 るるき庫項額	国 の と に	合こ〕付 すで
の	と 認 す 可 務 十 る を 大 六	しびにな	るるき庫項額	庫〇四によ	合こ、付すで にの譲) るの は条渡 。規
帰	す可務十	な簿係ら	事場はにたが		よ 余 波
属	るを大六 。受臣条	< い価 るな € こ超不い	項合、納だあ をを第付しっ 記含二し書た	納主五いそ	〕に収 定
す	受 臣 杀	こ超不い。	をを第付しっ		通お入しは、
る	けのの	と過要。	記含二し書た		則い額
会	た 指 二 金 定 第	を額財	載む条なの場	す大 る臣前可部 もの条を又	法てに第
計	金定第		し。このい規合	もの条を又	
Ŭ,	a 額 す 三 を る 項		た 回こ定に 申の第とにお		四簿該項
	をる項		申の第とにお	と 定 三 け ー す す 項 よ 部 :	十価財 の 六超産 通
	控期た				六超産 通
	除日 た	辺辺	書告項つりて	るるにうの	条過の知

(新設)

3 主務大臣は、前項の報告があったときは、遅滞なく	を主務大臣に報告するものとする。 定により資本金を減少したときは、 遅滞なく、その旨	2 独立行政法人は、通則法第四十六条の二第四項の規 行政法人に通知するものとする。	るものとされる金額を定めたときは、その金額を独立たか、たものとされ、独立行政法人の資本会を減りす	る政府からの出	((資本金の減少に係る通知及び報告)	主務大臣及び財務大臣が定めるものとする。	かわらず、当該不要財産又は金額が帰属すべき会計を	適当でないと認められる場合には、同項の規定	状況に照らして同項の規定によるこ	が帰属するものとされる会計が廃止されている場合そ	2 前項の規定により国庫に納付する不要財産又は金額	に帰属する。	、当該不要財産に係る政府の出資又は支出に係る会計	項の規定により不要財産に関し国庫に納付する金額は	国庫に納付する不要財産又は同条第二項若しくは第三	③二祭(十一〕〕見沙算──一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一

	とおそのに、「舟そ言」と言え春えるも
	系る会社といあるのよ「一股会社とい売や替えるらの第一項中「当該不要財産に係る政府の出資又は支出に
	二項第四号の二」と、同令第
	一項」と、「通則法第三十条第二項第四号の二」とあ
	業団法第二十六条において準用する通則法第三十条第
	四条第三項」とあるのは「日本私立学校振興・共済事
	条の三第一項及び第二条の五第一項中「通則法第四十
	、会計の区分」とあるのは「支出の額」と、同令第二
	一項第四号及び第二条の四第一項第七号中「支出の額」
	_
	共済事
	並びに第二条の八第一項及び第二項中「通則法」とあ
	、第二条の六
	部科学大臣」と、同令第二条の二、第二条の四第一項
	・共済事業団」と、「主務大臣」とあるのは「
	の規定中「独立行政法人」とあるのは「日本私立学校
	条の八の規定を準用する。この場合において、これら
	の二から第二条の六まで、第二条の七第一項及び第二
	する政
	及び管理に係る共通的な事
	係る不要財産の処分に関し必要な事項については、独
	行政法人通則法第四十六条の二第六項の政府出資等に
· · ·	第十五条の二 法第三十八条の二において準用する独立 (新設)
	(不要財産に係る国庫納付等)
改正前	改正後
百五十四号)(抄)(傍線部分は改正部分)	日本私立学校振興・共済事業団法施行令(平成九年政令第三百五十四号

(機構債券申込証)	機構債券申込証)	(機
第九条・第十条 (略)	·第九条 (略)	第 八 条
第 、 う。)は、法第十六条第二号に掲げる業務に係る勘定 において、法第十六条第二号に掲げる業務に係る勘定 で定める書類 を控除してなお残余がある場合において、その額に相 当する金額の全部又は一部を同条第二項の規定による承認を 受けようとする金額の全部又は一部を同条第二項の規定による承認を 受けようとする金額の全部又は一部を同条第二項の規定による承認を 受けようとする金額の全部又は一部を同条第二項の規定による承認を 受けようとする金額を記載した承認申請書を厚生労働 者での期間における同項に規定する積立金として整理 しようとする金額の全部又は一部を同条第二項の規定による承認を 受ければならない。 「項に規定する期間最後の事業年度(独立 」での事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業 年度の点月三十日までに、当該規定による承認を受け なければならない。。	Ϋ́,	(削 る)
	改正後	

独立行政法人福祉医療機構法施行令(平成十五年政令第三百九十三号)(抄)

	(略) 「、略) 「、。 「、。 「、。 「、。 「、。 「、。 「、、 「、、	「「「「「「」」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」で、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、	一条~第十三条 (略) 第十二条	 (略) (・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(略)	略) 「「「」」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」	に記名押印しなければならない。「「「「「」」」では、これらの事項及び同条第四項第一号及び第十一号に掲げる事項(貸付債権担保機券には、第十一条第三項第一号から第六号までの発行)	~ 第十四条 (略)	- 「 (略) (を記載しなければならない。 信券申込証は、機構が作成し、これに次に掲げ)

2 (略) (略)	二 第十条第三項第一号から第八号までに掲げる事項 (略)	た申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載し債券の発行の認可を受けようとするときは、機構債券第十七条 機構は、法第十七条第一項の規定により機構(機構債券の発行の認可)
2 <u></u>	二第十一条第三項第一号から第八号までに掲げる事(略)	た申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載し債券の発行の認可を受けようとするときは、機構債券第十八条 機構は、法第十七条第一項の規定により機構(機構債券の発行の認可)

2 (略)	2 (略)
	同条の規定によりこれを国庫に納付する場合と
	頃に規定する政府出資等に係る不要財産に当則法(平成十一年法律第百三号)第四十六条
を受けた場合とする。で運用資金を取り崩す場合であって、外務大臣の承	を受けた場合又は運用資金の一部が蚀で運用資金を取り崩す場合であって、
てるため、基金の業務の運営に支障	充てるため、基金の業務の運営に支障を生じない
固定資産の賃借に必要な敷金の支払に要する経費に	該固定資産の賃借に必要な敷金の支払に要する経
が直接その業務の用に供する固定資産の取得又は当	直接その業務の用に供する固定資産の取得若しく
第二条 法第十五条第二項の政令で定める場合は、基	第十五条第二項の政令で定める場合は、基
取 崩	用資金の取
改 正 前	改 正 後
(傍線部分は改正部分)	A 140%、国际公式基础实力不少(3 64 154 04金区64 44)、

独立行政法人国際交流基金法施行令(平成十五年政令第四百十一号)(抄)

 第二章 第二条の二から第二条の六まで、第十九条 第二条の二から第二条の二から第二条の六まで、第二条 第二章 第二章 第二章 第二条 第二章 第二条 第二条	改 正 後	
(新二章) 第二章 第二章 (略) 第三章 (略) 第 (第) 第 (第) 第 (第) (第) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (2) (1)	改正前	(傍線部分は改正部分)

総合法律支援法施行令(平成十八年政令第二十四号)(抄)

	第二条の三第一項	第二条の二第二項	第四号の二第一項		第 二 条 の 二 第 一 項	定関する政令の規係る共通的な事項
通則法第三十	四条第三項 通則法第四十	通則法	支出の額、会計の区分	通則法第四十 「条の二第一	項 六 通 の 条 則 の 法 二 第 二 第 一 十	
同法第四十一条第	四十五条第三項 総合法律支援法第	準用通則法	支出の額	文 系の二第一項本 準用通則法第四十	ー第う律法独に四十法準 項四。第 立お号六律用 の十法第(平行い) 第 平行い 第 平行い 第 王 成 政 て 第 世 志 末 間 、 第 一 大 下 同 号 十 法 援 則 、 第 の 一 大 下 三 成 政 て 第 の で 第 、 五 お し 、 年 支 通 、 、 章 六 律 囲 の 、 第 一 、 行 い の 第 、 王 志 氏 、 年 支 通 、 、 、 写 六 律 月 の 、 、 第 一 、 、 日 、 、 で 行 い 、 第 一 、 、 写 、 、 年 支 通 の 、 、 、 の 、 の 、 、 の 、 、 の 、 の 、 の 、 の	

— 般 会 計	に 低 係 る 会 は 支 成 府 の 定 部 で 要 財 産	
準用通則法	通則法	第二条の七第一項
準用通則法	通則法	から第三項まで項まで
二項第六号	通則法第三十 予の二 可第四	
四十五条第三項総合法律支援法第	<u></u> 四条第三項	第二条の五第一項
準用通則法	通則法	及び第四項第二項
支出の額	支出の額、会	第二条の四第一項
準用通則法	通則法	第二条の四第一項
二項第六号	 号の二 項第四	

3	2 第	
」 (略) (略)	、こする独立人の独立に、ため、ため、ため、ため、ため、ため、ため、ため、ため、ため、ため、ため、ため、	及び第二項第二条の八第一項
	 本 上 本 一 年 の 規 定 に つ い て : 、 、 以 下 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	通 則 法
	-同じ。)とみなして 法第二条第一項に規 は、支援センターを	準 用 通 則 法
3 (略) (略)	。以下同じ。)とみなして、これらの規定を準用する。以下同じ。)とみなして、これらの規定を準用する第百三号)第二条一項に規定する独立行政法人をいう第十八条 (略) (他の法律の準用等) (他の法律の準用等)	

等に関する政令(平成十九年政令第三百六十九号)(抄)証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備 分)

~
\sim
傍
線
部
分
は
改
ΤĒ
部
~

[°] 五に 条つ 第い	用効十約 さ力五道 れを条打	圣独 ⑤ 立 附 昔 行 置 政 則	
項は の [、]	口と場 政と場 法と整 人さ備	福 祉 医 療	改
定 立 に 行 か 政	福 れ 法 祉 る 附 医 旧 則	機 構 法	Ē
わ 人 ら 福	構 等 条	施行令の	後
、 医 な 療	債登の 券録規 に法定 係のに	の 一 部 改	
従 構 前 法	ぶ る 規 よ り 構 が な	び 正 に 伴	
か政に か法つ わ人い	·用される独立 対力を有する 「私」 「私」 「私」 「私」 「私」	圣独 ⑤立附 昔行 疍政則	
ら福て ず祉は 、医 な療第	口と場 政と場 法と整 人さ備	福 祉 医 療	改
お 機 四	福れ法 祉る附 医旧則	機 構 法	正
の 施 条 例 行 の に 令 規	療 社 第 機 債 三 構 等 条	施行令の	前
よ 第 定 る 十 に 、 六 よ	券 録 規 に 法 定	— 部	
条 る 第 改 二 正	係のに る規定り 構がな	改 正 に 伴	